

いちき串木野市「夢中熱中塾」モデル事業業務委託 公募型プロポーザル実施要項

この実施要項は、いちき串木野市「夢中熱中塾」モデル事業業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めたものです。

提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を熟知した上で、提案を行ってください。

1. 提案に付する事項

- 1) 業務の名称： いちき串木野市「夢中熱中塾」モデル事業業務委託
- 2) 業務の概要： 別紙「いちき串木野市「夢中熱中塾」モデル事業委託仕様書」のとおり
- 3) 履行期間： 契約の日から令和6年2月29日まで
- 4) 予算額： 1,980,000円（消費税込み）
- 5) 履行場所： 鹿児島県いちき串木野市

2. 委託の仕様書

- 1) 仕様書：別添「いちき串木野市「夢中熱中塾」モデル事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3. 提案に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1
いちき串木野市企画政策課企画調整係
(電話) 0996-33-5628 (担当：湯村) (Fax) 0996-32-3124
(E-mail) seisaku1@city.ichikikushikino.lg.jp

4. 提案者に必要な資格

次の(1)～(6)のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 国及び地方公共団体から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (5) 中学生を対象とした英語教育の学校教育外研修等に関して、国又は地方公共団体との契約実績が過去5年以内(平成30年4月1日～令和5年3月31日)にあること。(オンライン型も含む)

5. 提案手続

(1) 手続の流れ

- ア 提案説明書の配付・提案参加の公示（本市）
- イ 参加申込書兼誓約書の提出（提案者）
- ウ 参加資格確認書送付（本市）
- エ 提案書の提出（提案者）
- オ 審査及び契約候補者の決定（本市）
- カ 結果通知（本市）
- キ 契約締結手続（本市、契約相手方）

(2) 各手続詳細

ア 提案書作成要項及び仕様書等の公示

- (ア) 期 間： 令和5年6月1日(木) 午後1時から
令和5年6月14日(水) 午後5時まで

- (イ) 場 所： いちき串木野市 ホームページに掲載（本実施要項に添付）

イ 参加申込書兼誓約書の提出

- (ア) 期 限 令和5年6月14日(水) 午後5時までに様式1「提案参加申込書兼誓約書」を郵送等により提出してください。

- (イ) 場 所 〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1
いちき串木野市企画政策課企画調整係

(ウ) 提出物

- a 提案参加申込書兼誓約書（様式1）
- b 会社概要（パンフレット等）
- c 納税証明書
- d 定款及び直近2か年の法人の損益計算書の写し
- e 実施要項4.（5）に掲げる実績がわかる書類（任意様式）

ウ 参加資格確認書送付

参加申込に対する参加資格確認書をFaxまたはE-Mailにて送付します。

（令和5年6月16日(金) 午後5時までにお知らせいたします）。

※ 参加資格の確認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。

なお、必要書類を提出したにもかかわらず、上記期日までに連絡がない場合は、令和5年6月19日(月) 午後5時までに、本市あて電話にてご連絡ください。

エ 提案書の提出

- (ア) 期 限： 令和5年6月21日(水) 午後5時までに提案書を郵送等により提出してください。

- (イ) 場 所： 〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1
いちき串木野市企画政策課企画調整係

- (ウ) 部 数： 提案書 正本1部 副本11部

- (エ) 内 容： 別添「いちき串木野市「夢中塾中塾」モデル事業業務委託提案書作成要項」のとおり

オ 審査及び契約候補者の決定

提案者の提案内容を選定方法に基づき評価を行い、総合的に判断し、契約の候補者として決定します。

カ 結果通知

令和5年6月29日(木)午後5時までに提案参加申込者全員(担当者)に電子メール又はFAXで連絡します。

キ 契約締結手続

契約候補者と本市との間で業務委託について、令和5年7月3日(月)に契約手続を行います。

6. 提案に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先(様式3により、電子メールのみ受け付けます。)

電子メール: seisaku1@city.ichikikushikino.lg.jp

- (2) 回答方法

提案参加申込者全員(担当者)に対し電子メールで回答します。

- (3) 受付期間

令和5年6月1日(木) 午後1時～令和5年6月7日(水) 午後5時まで

- (4) 回答日

質問受付後、2開庁日以内にすべての提案者へ回答します。

7. 提案参加の辞退

参加申込後であっても提案を辞退することができます。

その場合は、令和5年6月21日(水)午後5時までに、様式2「提案参加辞退届」を提出してください。

8. 選定方法

- (1) 評価の方法

本市が設置する選定委員会において、提案書の内容により総合的に判断し、最高得点提案者を契約候補者として決定します。

- (2) 評価基準

別表をもとに評価いたします。ただし、最高得点提案者の評価が総評価点の50パーセント以上の場合のみ、契約候補者として選定し得るものとする。

- (3) プレゼンテーションについて

提案書等の提出提案者は、選定委員会においてプレゼンテーションを実施します。

- ①日 時: 令和5年6月26日(月) 予定

※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

- ②発表時間: 40分程度(各提案者につき、30分以内のプレゼンテーション後、質疑応答を行います。)

③内 容：提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答。

※パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参してください。

※スクリーン、プロジェクター（HDMI 接続）は貸与します。

9. 契約の方法等

(1) 提案内容の変更

委託契約に当たっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではありません。契約候補者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議のうえ、企画提案の一部を変更する場合があります。

(2) 仕様書の変更

別紙「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものです。したがって、契約候補者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該企画書等の内容の範囲内において、委託業務の内容が追加される場合があります。

(3) 契約候補者の変更

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の提案者を契約候補者として選定のうえ、本実施要項9.(1)及び(2)の事項を準用し、契約を締結するものとします。

10. 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提案書が提出期限内に提出されなかった場合。
- (2) 提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- (3) 提案書の提出後に参加者の資格要件に定める条件を満たさなくなった場合。
- (4) 提出された見積書の金額が、本実施要項1.(4)に示す額を上回っている場合。
- (5) その他、本実施要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。

11. 参加にあたっての確認事項

以下の点を確認し、了承頂いた上で提案に参加してください。

- (1) 本提案書作成に係る費用については、すべて提案者の負担とします。
- (2) 不確定要素が多々ある中であっても、提案者の経験やノウハウを最大限活用し、具体的で実効性のある提案書を提出してください。
- (3) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容としてください。
- (4) 審査経過及び選定に関する質問等は一切回答いたしません。
- (5) 提案頂いた提案書等一切の書類は返却しません。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはありません。

(6) 本資料を他の目的のために使用することは禁止します。

別表：評価基準

審査項目	配点
1 類似業務の実績について。	10点
2 業務執行体制、指導者の経験・スキル、参加者の募集及び授業の日程等について。	10点
3 提案された授業の内容（英語力の向上、楽しさ、意欲の向上、本市の取組みとの相乗効果など）について。	50点
4 ニーズ調査や効果検証について。	10点
5 次年度以降の開設に向けた考え方について。	10点
6 見積による提示価格や積算内容について。	10点